

資料 1

(様式 1)

平成 24 年 5 月 11 日

長久手市教育委員会御中

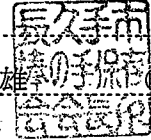
申 請 者

住 所 長久手市山桶 8 1 3

団 体 長久手市棒の手保存会

代表者 会長 加 藤 康 雄

連絡先電話番号



(後援)・推薦名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、(後援)・推薦名義使用を承認してください。

記

行 事 名	長久手市市制施行記念 愛知県棒の手研修大会
行 事 の 目 的	市制施行を記念し、愛知県棒の手保存会連合会会員による研修大会を催し、演技することで、棒の手を多くの人に紹介するとともに郷土に残る民俗文化財の保存伝承を図る。
主 催	長久手市棒の手保存会
その他の後援・推薦依頼先	長久手市
開 催 の 期 日	平成 24 年 6 月 24 日 (日)
開 催 の 場 所	長久手市文化の家 森のホール
入 場 料	無料
対 象 者	愛知県棒の手保存会連合会及び一般住民
前 回 の 開 催 日	なし
内 容	式典：会長あいさつ 来賓祝辞 演技：愛知県棒の手保存会連合会会員による模範演技の披露 長久手市棒の手保存会会員による模範演技の披露

* 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。

* 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること。



長久手市棒の手保存会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、長久手市棒の手保存会（以下「保存会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 保存会の目的は、長久手市に現存する伝統ある郷土芸能であり且つ民族文化財である「長久手の棒の手」を永久に保存、伝承することを目的とする。

(事業)

第3条 保存会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 棒の手研修大会の実施
- (2) 棒の手の保存及び伝承
- (3) 各種事業への参加及び協力
- (4) その他保存会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 保存会の会員は、次の者とする。

- (1) 長久手市に居住している中学生以上の男子で、保存会の目的に賛同する者
- (2) 棒の手免許を所持している者
- (3) その他会長が適当と認めた者

(組織)

第5条 保存会に次の支部を置く。

北熊支部、前熊支部、大草支部、岩作1分会支部、岩作2分会支部、岩作3分会支部、岩作4分会支部、岩作5分会支部、岩作6分会支部、岩作7分会支部、長湫1分会支部、長湫2分会支部、長湫3分会支部、長湫4分会支部、長湫5分会支部、長湫6分会支部、長湫7分会支部、長湫8分会支部、長湫9分会支部

2 1支部に1名以上の代議員を置く。

3 代議員は、会員を代表して総会に出席することができる。

(議決機関)

第6条 保存会の議決機関として、総会及び運営委員会を置き、会長が招集して年1回以上開催する者とする。

2 総会は、代議員と役員（以下「構成員」という。）で構成し、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。

3 運営委員会は役員で構成し、構成員の過半数で成立し、出席者の過半数で議決する。

1号様式)を会長に提出し、承認を得なければならない。また、研究会員が本人の意思により脱会する場合は、棒の手保存会研究会会員脱会届(別紙2号様式)を会長に提出し、承認を得なければならない。

3 研究会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

4 研究会は、会則第2条に規定する目的を達成するため、研究及び調査をするものとする。また、必要に応じて事業を執行するものとする。

(顧問)

第14条 保存会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員の同意を得て会長が委嘱をする。

3 会長は、顧問の諮問に応ずる。

4 顧問の任期は、役員の任期を準用する。

(会計)

第15条 保存会の経理は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(会計年度)

第16条 保存会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第17条 この会則に定めのないものは、運営委員会に諮って会長が定めることができる。

附 則

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年7月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月23日から施行する。

平成24年度 長久手市棒の手保存会本部役員名簿

本部役員

役職名	氏 名	住 所	電 話
会 長	加 藤 康 雄		
副会長	松 原 久 雄		
副会長	井 藤 繁 之		
会 計	浅 井 十三男		
監 査	青 山 頼 人		
監 査	中 野 博 文		
運営委員	浅 井 孝 之		
運営委員	浅 井 智 志		
運営委員	加 藤 勝		
運営委員	鈴 木 洋		
運営委員	青 山 八 郎		
運営委員	山 田 高 司		
研究会会長	浅 井 達 夫		

長久手市棒の手保存会支部役員名簿

支部	流 派	氏 名	住 所	電 話
北熊	見当流	近 藤 哲 夫		
	起倒流			
大草	鷹羽検藤流	中 野 博 文		
前熊	鷹羽検藤流	加 藤 八州夫		
岩 1	見当流	浅 井 建 詞		
岩 2	藤牧検藤流	日比野 裕 二		
岩 3	藤牧検藤流	倉 知 智 久		
岩 4	鷹羽検藤流	林 鋳 之		
岩 5	藤牧検藤流	浅 井 清 志		
岩 6	藤牧検藤流	浅 井 智 志		
	鷹羽検藤流			
岩 7	鷹羽検藤流	浅 井 孝 之		
長 1	鷹羽検藤流	川 本 拓 磨		
長 2	鷹羽検藤流	川 本 宏 志		
長 3	鷹羽検藤流	水 野 隆		
長 4	鷹羽検藤流	水 野 康 民		
長 5	鷹羽検藤流	山 本 幸 夫		
長 6	鷹羽検藤流	川 本 博		
長 7	鷹羽検藤流	川 本 達 也		
長 8	見当流	青 山 幸 弥		
長 9	藤牧検藤流	青 山 信 一		

収 支 予 算 書

収入

支出

科 目	収 入 額	内 容	科 目	支 出 額	内 容
補助金	300,000	市補助金	会議費	50,000	
	500,000	せとしん振興地域振興協力基金助成	報償費	280,000	参加団体わらじ代等
繰入金	385,000	事業積立金	消耗品費	300,000	
寄付金	10,000	一般寄付金	食糧費	200,000	弁当等
			印刷製本費	200,000	パンフレット等
			会場運営費	100,000	会場設営、運営等
			保険料	15,000	
			予備費	50,000	
合計	1,195,000		合計	1,195,000	

無形民俗文化財 長久手の棒の手

棒の手の起源と由来

「棒の手」は、愛知県の代表的な民俗芸能の一つであり、県の無形民俗文化財に指定されているものが多い。棒の手の起源は、はっきりした資料がなく定説がない。一説には本郷城主（現日進市）丹羽若狭守氏清が、城下の農民に武術を習得させたのが始まりで丹羽氏の勢力が増大するのに従い広まったとする説や、巻物をはじめ「棒の手」の内容に関する記録には修験道の影響も濃いことから、修験道に起源を求めた説もある。

由来等については、時代の変遷と経過により文献も少なく、紛失等により明らかではないが、天文の初年よりという言い伝えと、ありふれた評巻が残っているのみで、現存する巻物等は江戸時代後半の物が多く、奥伝、極意は秘伝とされており師匠から弟子に極秘に伝授されることも多く、各流派の起源や系譜など、正確なことは不明である。

町内各流派の演技と特徴

棒の手の流派には、主なもので15流派ほどがありますが、当町で保存伝承されているのは「藤巻検藤流」「鷹羽検藤流」「起倒流」「見当流」の四流派があります。

棒の手の演技は、定型的な短い動作「手（型）」が基本で・「手」をいくつも組み合わせて一つの種目とする。「手」は、棒のみが「表芸」、キレモノといわれる得物を使う技が「裏芸」とされる。「手」には名称があり、巻物（目録）に記載される。初期のものは動きも少なく「手」の量も多くなかったが、他の武芸の影響を受けて内容が大きく変わってきたようである。

各流派によりそれぞれ特徴があり、太刀、棒その他得物の持ち方、構え方、気合の掛け方など色々と相違があり、2人1組、3人1組あるいは4人と組みを作り、「阿吽」の呼吸を計り四肢を動かして仕合う様はさながら竜虎相打つのに似て実に勇壮剛快である。

仕合手の組合せにより攻守互いに所をかえ打ち合う様は、古来の武術の組太刀を祭礼に奉納することにより華麗な古典芸能を現在まで伝承した私たち先祖の業績は高く評価されるものです。

長 久 手 の 棒 の 手

長久手市市制施行記念

愛知県棒の手研修大会



平成24年6月24日(日) 開演 午後1時 (開場 午後12時30分)

場所 長久手市文化の家 森のホール

主催 長久手市棒の手保存会

愛知県棒の手研修大会 (案)

開場 / 2時30分

開会 / 3 時

と き: 2012/6/24

と ころ: 長久手市文化の家

主 催: 長久手市棒の手保存会

司 会: 佐久間孝子・青山 真依

助 成: (財)せとしん地域振興協力基金

お誘いあわせてお越しください

		演 目	支 部 名	人数	所要時間
式 典		会長挨拶			30
		来賓挨拶			
1	起倒流	もじり鎌	三河 旭支部	2	2
2	見当流	なぐり鎌		2	2
3	富岡起倒流	身留	足助	2	2
4	近岡見当流	真剣		2	2
5	起倒流	つきすて	中切町	2	2
6	鎌田流	山がら	山中町	2	2
7	鎌田流	本鎌		2	2
8	見当流	不動槍	藤岡町	2	2
9	見当流	背腹		2	2
10	鎌田流	大身槍	西尾	2	2
11	鎌田流	竹切り		2	2
12	式部流	長刀ニ槍太刀	安城	2	2
13	式部流	長刀ニ槍太刀三人組		3	2
14	真影流	みけん斬り	江南	2	2
15	真影流	試合(裏)		2	2
		ほら貝隊演奏	豊田支部		
16	見当流	稲妻(こっぶ)	猿投	2	2
17	鎌田流	刀槍		2	2
18	鎌田流	差し合い	宮口	2	2
19	鎌田流	おおみやり		2	2
20	鎌田流	三つ飛び鎌	四郷・天道	2	2
21	鎌田流	真剣竹切	上原	2	2
22	藤牧検藤流	二刀流	下古屋	3	2
23	見当流	薙刀二人飛び	井上	3	2
24	見当流	天狗(てんと)	高町	2	2
25	神影流	一人振り	桜	3	2
26	神影流	竹切り		2	2
27	検藤流	真刀棒(しんけんぼう)	守山	2	2
28	検藤流	棒合		2	2

長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準

(行事名 長久手市市制施行記念 棒の手研修大会)

審 査 項 目		判断(事務局。該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め、文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか		
	公序良俗に反するおそれがないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	映画等は、国・地方公共団体又は教育委員会の後援又推薦があるか(他で開催された実績があるか)		
	市民を対象とするものであり、一地区に限らず、会場が適切であるか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること		
	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか(予定、未定となっていないか)	○	
主催者について	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分であると判断できるか	○	

H24.5.11

確認済
長村裕子